

福祉サービス第三者評価結果の公表様式〔保育所〕

① 第三者評価機関名

株式会社第三者評価機構 静岡評価調査室

② 施設・事業所情報

名称：静岡市立庵原こども園	種別：幼保連携型認定こども園												
代表者氏名：松永和子	定員（利用人数）： 70名（53名）												
所在地：静岡県静岡市清水区庵原町1938番地													
TEL：054-366-5683	ホームページ： http://www.city.shizuoka.lg.jp												
【施設・事業所の概要】													
開設年月日 平成27年4月1日													
経営法人・設置主体（法人名等）：													
職員数	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">常勤職員：</td> <td style="width: 35%;">9名</td> <td style="width: 35%;">非常勤職員</td> <td style="width: 10%;">14名</td> </tr> </table>	常勤職員：	9名	非常勤職員	14名								
常勤職員：	9名	非常勤職員	14名										
専門職員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">（保育教諭）</td> <td style="width: 35%;">16名</td> <td style="width: 35%;">（事務員）</td> <td style="width: 10%;">1名</td> </tr> <tr> <td>（栄養士）</td> <td>1名</td> <td>（保育補助員）</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>（調理師）</td> <td>3名</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	（保育教諭）	16名	（事務員）	1名	（栄養士）	1名	（保育補助員）	2名	（調理師）	3名		
	（保育教諭）	16名	（事務員）	1名									
	（栄養士）	1名	（保育補助員）	2名									
（調理師）	3名												
うち1名が栄養士													
施設・設備 の概要	（居室数）		（設備等）										
	部屋 6	事務室・給食室・トイレ・プール・園庭・遊具											

③ 理念・基本方針

(1) 理念

【静岡市教育振興基本計画】

○目指す子どもの姿 「たくましく しなやかな子どもたち」

- ・自己肯定感を高める子
- ・夢中になって遊ぶ子
- ・明るく伸び伸び生活する子
- ・自分らしく表現する子
- ・楽しんで関わる子

【こども園事業の目的】

○小学校就学前の子どもに対する教育及び保育の一体的な実施○小学校就学前のこどもの保護者に対する子育ての支援

【こども園運営方針】

○教育基本法、就学前の子どもに関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法その他の関係法令並びに関係条例を遵守します

○園児の心身の発達と、園、家庭及び地域の実態に即した適切な教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成し、これに基づき園を運営します

【静岡市立こども園における目指す子どもの姿】

○「たくましく しなやかな子どもたち」

【庵原こども園 教育保育目標】

○「豊かな心でよくあそぶ子」

【庵原こども園 重点目標】

○「自分の“好き”を見つけもっと楽しむ」

(2) 基本方針

- ・一人一人の子どもの心身の発達は、それぞれに合わせた適切な教育・保育の計画や内容により保障されるものであり、乳児期から幼児期に至るまでの「全体的計画」を作成し教育・保育を行っていく
- ・子どもの興味、関心や経験して欲しい事柄が豊かに体験できるよう。又、子どもが主体的に遊びや体験が出来るような環境づくりをしていく
- ・園と保護者が子どもの育ちを共有していく中で、コミュニケーションを図り、信頼関係を構築していく
- ・地域や近隣の小学校、こども園と連携し、開かれた園づくりを進める

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・土曜保育（土曜日に勤務している保護者の預かり）
- ・一時預かり（園に入園していないお子さんの預かり）
- ・特別支援教育（特別な支援が必要とする子どもの教育・保育）
- ・子育て支援事業（おしゃべりサロン年9回）
- ・保護者支援（参観会・面談・懇談会・連絡帳・ボード・写真掲示・園、クラスだより）
- ・安心・安全なこども園作り（避難訓練・不審者訓練・遊具点検・ヒヤリハット・園庭整備）
- ・重点目標、遊び改善構想、研修テーマに沿った園内研修や公開保育を行い、子どもが主体的に遊び、その遊びが継続するための環境改善に取り組んでいる遊びが継続するための振り返りや話し合いを毎日行っている

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和5年8月1日（契約日） ～ 令和6年2月28日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	0回（ 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

(1) 園長の思いのある園内研修が、保育の楽しさを導きだしています

子どもと楽しく関わってほしい、楽しみながら保育をして欲しいとの思いから、教材研究の園内研修を年4回取り入れています。全員の研修参加を保障しようという園長の願いから二部制の開催にしており、職員のことを思う温かい気持ちが垣間見えます。「絵画について」や「秋の自然物を使った遊び」といった身近な題材であるものの、職員の関心を高め意欲を引き出しています

(2) 一年生対象の同窓会は、地域のつながりと支えを象徴しています

毎年開催される卒園児対象の同窓会は昨年度実施できなかったため、今年度は一年生と二年生を招待しています。当日来ることが叶わなかった子どもが後日来園していますが、それ以外は全員参加しており、再会を喜び合ったことは言うまでもありません。日頃から地域の温かな見守りと協力の下、様々な経験を子どもに提供している園だからこそ、今度は支える側に立っていることが覗えます

(3) 食育の日 年間計画の「スルメかみかみ」は、目を引く活動です

現代人は咀嚼力が弱いといわれていることを園長は課題と捉えており、こども園課栄養士から「よく噛む」ことを食育の年間テーマとして提案されたことをきっかけに、2か月に一度の「スルメかみかみ」の食育活動が始まっています。年少児は11月からおこなうように立案されており、細やかな対応も成されています。「食べない」と言っていた子どもも今ではおかわりをするまでになり、取組の成果は今後の楽しみでもあります

◇改善を求められる点

(1) 個人情報保護とプライバシー保護について再確認が必要です

個人情報とは「もの」であり、情報を取り扱う立場として適切に管理し、守る必要があるのに対して、プライバシーは「心」という主観に左右されるものであり、必要なのは配慮であると言えます。第三者評価においても評価項目が分かれており、個人情報に関しては子どもの記録に関する管理体制の確認となっていることから、プライバシー保護とは内容が異なります。正しい理解の下、運営に携わることを望みます

(2) 環境整備は、建物の老朽化をカバーする大きな力となります

秋から冬にかけては、周囲の状況から大量の落ち葉が舞い込む環境となっており、訪問調査時にも園内を見学する僅かな時間に、風に舞う落ち葉があちらこちらに溜まることを目にしています。こども園サービス利用者調査から環境整備への意見が上がっているものの、建物の補修をおこなう職員を労う声も届いていることから、建物の古さを感じさせない環境整備が継続されることを期待します

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受審させていただいたことで自園の課題や自分自身が行えていなかった

ことなどが明確になり、今後の運営において目指していくべきこととなりました。園内研修や同窓会、食育活動についてなどの保育内容について評価して頂けたことは職員一同の励みとなります。

管理者の責任、リーダーシップにおきましては分析や職員の周知の点に指摘がありましたように如何にわかりやすく確実にという点で曖昧さがあるため図式化したりフローチャートを記したりするなどの改善を図っていきたいと思います。

施設の老朽化につきましては、自園で出来る限りの清潔感を保てるように環境整備を進めるとともにこども園課へも引き続き働き掛けていきたいと思います。今後も子どもの最善の利益を考え保護者と共に協力し合い、地域にとって必要とされるこども園となるように努力していきたいと思います。ありがとうございました。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果〔保育所〕

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

- a 評価…よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
 b 評価…aに至らない状況、多くの施設・事業所の状態、「a」に向けた取組みの余地がある状態
 c 評価…b以上の取組みとなることを期待する状態

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

保育所版共通評価基準ガイドライン

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・①・c
<コメント> 理念、基本方針は、静岡市公式ホームページを始め、重要事項説明書やランドデザインと、多くの関係書類に記載されています。ランドデザインは、庵原地域にミカン農家が多いことから図柄にミカンを取入れており、地域とのつながりを大切にしたいという思いが映し出されています。また、いつでも誰でも目に付くように、事業所の玄関や事務室、各保育室に掲示していますが、職員への周知を確認する取組は不十分な状況です		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・①・c
<コメント> 不適切保育に関する情報は新聞や報道から積極的に収集しており、会議の議題に取り上げ職員の意識を高める取組が成されています。また、庵原地区小中一貫準備委員会や小中園校長連絡会において、地域の人口が増加しない原因と今後の動向を掴んでいます。おしゃべりサロンで来園する保護者からは、自身のリフレッシュの機会が欲しいという要望を把握しており、事業の内容に反映させていますが、分析という点では取組の余地があります		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組みを進めている。	②・b・c
<コメント> 毎日の安全点検と月末におこなう安全点検・防災検査点検、及びヒヤリハット報告や事故報告書から問題点を明らかにし、課題の洗い出しを丁寧におこなっています。環境担当職員が中心となり、定期的に検討会議が開かれており、猛暑への対策として職員考案の可動式で取り外し可能な日よけの設置が実現されています。事業所で対応が叶わないことは、こども園課へ修繕の依頼をしており、子どもの安全が守られています		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>長期経営計画と中長期計画書の備えがあり、静岡市の基本理念や地域及び園児の実態を押さえ、「教育・保育の質の向上」「職員の資質向上」「安心安全なこども園づくり」「家庭・地域・小学校との連携」の4本柱で策定しています。また、中長期計画書においては「必要度の高いものから順次修繕をおこなう」「ヒヤリハットを出す意味を共有する」「ミドルリーダーの育成をおこなう」と、年度毎の課題と改善策が具体的に示されています</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>中・長期計画を踏まえ、「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画」を単年度計画として策定しています。「経営の基本方針」「経営の計画」「教育・保育内容」「研修計画」「非常時対策」「子育て支援事業」が掲げられ、中・長期計画の内容は取り込まれていますが、「園舎の老朽化における修繕は単年度では実行不可能であり、中長期計画として必要と思われる」との園長の見解から、単年度計画への反映は成されていません</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画」の年間計画に基づき、各分掌の担当者が企画書を作成の上、職員会議の場で提示しています。更に、企画実施後には振り返りをおこない、次年度の計画への見直しに結んでいます。同様に、全体的な計画も園評価や保護者アンケートの結果を受けて、職員参画のもと次年度の計画が検討されています。また、子どもの命に係わる課題が上がった時は、緊急の職員会議を開き対応しています</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>年度当初、保護者には重要事項説明書と年間行事予定を配付しており、行事予定を示している園だよりを毎月発行しています。4月におこなう保護者説明会ではパワーポイントを使い、園の方針が記されているランドデザインと学年目標について子どもの姿を交えながら伝えています。「ランドデザインで示されている子どもの姿が育っている」との保護者の声も届いており、理解が充分に進んでいることが視えます</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能	a・㊟・c

	している。	
<p><コメント></p> <p>園評価は前期、後期と年2回おこない、職員の自己評価を基に園としての「成果・課題・改善策」を明確にしています。園長が考える自己評価と職員の自己評価の乖離が見られることもあり、特に職員がマイナスと捉えていることに関してはモチベーションが上がるよう助言しています。当事業所の第三者評価受審は今年度が初めてとなりますので、評価結果を分析し検討する場が既存の仕組みに確実に位置づけられることを期待します</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>自己評価から課題や改善策を導きだし、「園説明」「自己評価（ABC表記）」「園関係者評価委員から」「改善策」を園評価書に文書化しています。事業所としての自己評価は職員会議で話し合いがおこなわれ副園長がまとめており、会議への参加が叶わない職員には、担当者が書面を以て説明しています。今後、第三者評価受審結果から課題を明確にし、改善策を中・長期計画並びに事業計画に反映させることが求められます</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>組織重点目標シートには「質の高い教育・保育の充実」「安全対策の配慮」「職員の連携強化」「特別な支援を必要とする園児の教育・保育」「職員確保（離職防止）」「保護者や地域との連携促進」「ワークライフバランスの推進」の重点目標を掲げており、目標達成基準により自らの役割を明確にしています。また、災害時役割分担表を備え園長と副園長の連絡先が記されていますが、責任者不在時の権限委任を明確に示しているとはいえない難しいものとなっています</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>こども園課による事務説明会に園長・副園長と事務職員が参加しており、業者との適正な関係を保ちつつ適切な事務処理をおこなっています。園長研修においては、メンタルヘルスやリスクマネジメントに関して、管理職として必要な知識を習得できるシステムが構築されています。園長は、「労働基準法」「児童虐待防止法」「消防法」と運営に係る法令の理解を示していますが、環境への配慮も含む幅広い分野の法令の把握には至っていません</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・⑩・c
<p><コメント></p>		

<p>こども園課幼児教育・保育推進係による研修や園長会主催の研修の他に、事業所独自の取組として、遊びや教材研究の知識が広がるように外部講師による園内研修を取り入れています。職員の意見を保育の質の向上に反映させる取組の確認においては、「職員会議での研修報告からの学びの共有をおこなっている」とのことでしたが、職員の意見を反映させる仕組みについて確認は出来ませんでした</p>		
13	<p>Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	<p>㊦・b・c</p>
<p><コメント> 年齢区分表や職員構成調べから人員体制の把握をおこない、ローテーション表作成により1か月の勤務体制を明確にしています。ワークライフバランスの推進では、人員に余裕がある時は事前に声をかけ有給取得を推奨したり、勤務時間内の事務時間確保に努めています。更に、職員の時間外勤務時間を副園長が把握しており、職員間の差が生じないように、時間数が多い職員への人員の配置を厚くする手立てを園長と共に講じています</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p>		
14	<p>Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	<p>a・㊦・c</p>
<p><コメント> 保育士資格や幼稚園教諭免許の取得及び更新状況を定期的に確認し、該当の職員には個別に声をかけており、現在、パートタイマー職員が資格取得に臨むという成果も見られています。人員の確保に関しては、静岡市で定められた基準に沿ってこども園課が正規職員、会計年度任用職員の配置をしている現状ではありますが、パートタイマー職員の採用は事業所が担っていることから、実情に合わせた人材確保及び定着に関する計画の策定が求められます</p>		
15	<p>Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p>	<p>a・㊦・c</p>
<p><コメント> 事業所の求める「期待する職員像」はグランドデザインに明示されており、人事評価シートにおいて静岡市が目指す職員像を掲げています。人事に関しては自己申告書（正規）と継続任用希望調査（会計年度任用職員）による意向確認がとりおこなわれており、クラス担任や異動の希望を掴んでいますが、改善が必要となる意向の把握には至っていません。職員の処遇改善は、園長会の職員関係専門部を中心に話し合い必要事項をこども園課に要望しています</p>		
<p>Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>		
16	<p>Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。</p>	<p>a・㊦・c</p>
<p><コメント> 定期健康診断受診や腰痛及び頸肩腕障害検査の確実な実施を促し、再検査が必要な職員には早目の受診を勧めています。また、保健室での相談体制の情報を伝えており、適宜利用を促しています。更に、ワークライフバランスに関する目標を掲げ、職員一人あたりの年次有給休暇平均取得日数7日以上を目指すとしています。今まで以上に働きやすい職場となるように、職員の就業状況や意向の結果を分析・検討し、改善に向けた取組が進むことを期待しま</p>		

す	II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>静岡市教育育成指標や人事評価制度において「期待する職員像」が記され、職員の目標設定の指標となっています。個人業務シートは「目標」「終期時点の達成水準」「自身の役割」が明確になっており、園長との面談は、目標設定時、中間フォロー、達成評価時におこなわれ、適切な目標設定と進捗状況の確認がおこなわれています。進捗状況の確認では、現時点での取組や達成見込みの度合いを把握した上で、職員の意欲を引き出す助言をしています</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>「教員育成指標に基づく研修計画」は、役職ごとに研修のねらいが明示されており、目指す職員像を読み取ることができます。また、子ども理解や特別支援という研修内容から、職員に必要とされる専門技術が明らかなものとなっていることがわかります。事業所内では「年間研修計画」を作成し、遊び改善構想に基づいた園内研修をおこない、遊び環境の工夫と見直し、研修部担当者を中心に工夫と改善を積み重ねています</p>		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>公開保育や教員育成指標に基づく研修の機会が確保されており、資質・実践力向上研修においては、会計年度任用職員の研修参加も保障されています。また、支援の必要な子どもへの関わりを学ぶ機会として、障害児支援体制サポート強化事業がおこなわれています。研修の機会は各自保障されてはいるものの、研修参加が叶わない職員もいるため、資料の回覧や会議での研修報告を以て学びの共有を図っています</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>「実習生の受入れマニュアル」を整備しており、実習生受入の意義、配慮事項、実習担当者について明文化しています。また、オリエンテーションでは、「こども園で教育・保育を行う学生のみなさんへ」の書面を用意し、実習の意義や注意事項を伝えています。指導担当者へは「丁寧に関わる」「わかりやすく指導する」「不安を抱えているので配慮して欲しい」と園長から伝えていますが、指導者に対する研修はおこなわれていません</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>グランデザインや要覧、静岡市公式ホームページにより、事業計画や保育の内容を公表して</p>		

<p>います。こども園課より配当のある消耗品費や備品費、修繕費については決算情報の報告が適切に成されています。「園庭の樹木の消毒の実施」「門の留め金の設置」「伝言板の設置」について園だよりを介して保護者に報せていることから、事業所予算での対応についても公表し、運営の透明性を確保するための情報公開となることを期待します</p>		
22	<p>Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>	a・⑩・c
<p><コメント> 事務説明会において、事務・経理・取引に関するルールを把握しており、職員にも周知しています。また、「文書事務テキスト」に則り、消耗、備品、修繕、備蓄の購入項目に応じた適正な事務処理が成されています。年に一度、社会福祉施設指導監査がおこなわれており、公立こども園全園が順次実地監査を受ける体制となっていますが、外部の専門家による監査はおこなわれていません</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。</p>		
23	<p>Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p>	⑩・b・c
<p><コメント> 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画において「人材、行事や公共施設などの地域の資源を積極的に活用し園児が豊かな生活体験を知る」と、地域との連携の方針が示されています。庵原地区敬老会や隣接する寺の夏祭りの他、多くの地域資源を活用した取組が実現されているとともに、散歩でザリガニ釣りやどんぐり拾いを経験した子どもが保護者と共と同じ場所を訪れており、親子の楽しい会話となって事業所に届いています</p>		
24	<p>Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	a・⑩・c
<p><コメント> ボランティア受入れに関するマニュアルの整備はありませんが、オリエンテーションでの説明事項として「ボランティア・職場体験学習に参加される中学生のみなさんへ」の用意があり、子どもと交流する際の留意点がわかりやすく説明されています。今年度も職場体験の依頼がなく、地域の学校教育への協力については未実施ではありますが、体制の整備は必要となります。留意点に加え、基本方針や受入れ姿勢の文書化が求められます</p>		
<p>Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>		
25	<p>Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	a・⑩・c
<p><コメント> 清水保健センターや清水区子育て支援課家庭児童相談係、児童相談所との連携を図り、その他、うみのこセンターや言語教室、児童発達支援事業所との情報共有も叶う中、細やかな対応に結んでいます。また、小学1年生の親子を対象に、子どもや保護者のアフターケアを目的とした「同窓会」を開催しています。今後、地域全体の共通の課題に対して、解決に向けた協働の取組が進むことを期待します</p>		

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>おしゃべりサロンや園庭開放で来園した親子との交流に際しては、気軽に話ができる場を作り、子育てに関する悩みについて相談し合える時間を保障しています。また、庵原地区小中一貫教育準備委員会にも参加しており、地域の生活課題やニーズの把握に努めています。子育て世代は公園が近くになく遊び場が少ないと感じていることや、庵原地区でも子どもの人数の減少が顕著に表れていることを把握しています</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>地域子育て支援事業として「おしゃべりサロン」を計画実施しています。栄養士による手作りおやつを紹介や、わらべうたや親子工作を提供しており、子育て世代に喜ばれる活動が充実しています。また、敬老の日の集いや福祉のまつりへの参加による地域コミュニティとの連携を図っており、地域防災対策への協力といった幅広い方面への拡がりも見受けられます。今後は、把握した地域の福祉ニーズや生活課題に基づく活動の展開を期待します</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>静岡市国際交流課による国際理解講座は、「国があることを知り、文化の違いや国旗に興味を持つ」とのねらいを掲げており、園だよりを通じて保護者にも方針を示しています。また、「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を毎年実施しており、どのような対応が望ましいのか、少人数でのグループワークを通じた振り返りがおこなわれています。全国保育士会倫理綱領を各クラスに掲示していますが、事業所としての策定はおこなわれていません</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>事業所内では着替えの際にカーテンを閉めており、プール遊びの時は外部からの視線を避けられるように子どもの動きを考えています。また、保護者との面談時には、子どもや保護者の情報を口外しないことを都度伝えています。職員室での留意点、保育での留意点、保護者対応が記されている「プライバシーの尊重マニュアル」を備えがあり、マニュアルの読み合わせにより職員への周知を図っていますが、個人情報保護に関する内容となっています</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的	a・㊦・c

	に提供している。	
<p><コメント> 広報しずおか「静岡気分9月号」に募集要項の受付期間や施設一覧が掲載されており、各家庭に配付されています。また、静岡市公式ホームページには子ども様子を中心に季節ごとの活動を紹介しています。園見学に来た保護者には園長又は副園長が対応し、施設や保育の様子を見てもらいながら自園の特徴を詳しく伝えています。来園者にいつでも手渡せるよう「こども園要覧」の用意がありますが、他施設への設置はおこなっていません</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a・⑩・c
<p><コメント> 入園時のオリエンテーションでは「重要事項説明書」と「入園のしおり」を用いて説明しており、質問を受け付け回答の後に同意書の提出を求めています。日本語の理解が難しい外国人の保護者への対応は、国際交流課多文化共生推進係の協力を得て「多言語通訳タブレット(テレビ電話)」「多言語電話通訳サービス(三者通話)」の活用とともに、おたよりの翻訳依頼が可能となっています。今後は対応を文書化し職員間で情報の共有が図られることを望みます</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	⑩・b・c
<p><コメント> 「こども園における園児の指導要録の様式及び取り扱い」の規定により、転入园の際の在園証明書の発行や指導要録及び健康診断の結果の送付を確実におこない、保育の継続性を担保しています。また、卒園、転園後も保護者が相談できることは3月の園だよりで報せており、併せて口頭でも伝えています。小学1年生を対象とした同窓会は一同に会する喜びもありますが、園の支えが継続していることを伝える機会となっていると捉えられます</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	⑩・b・c
<p><コメント> 各歳児の担任同士で日々の保育を振り返る中、「何を楽しんでいたのか」「何に興味関心があったのか」子どもの姿を共有しながら検証をおこなっていることは、「教育及び保育(月案)」の欄外の記述から確認できます。また、参加会や懇談会、個別面談の他、行事アンケート、利用者アンケートをとり、保護者の意見や希望を把握しています。利用者満足に関して把握した内容は文書化しており職員会議において検討と改善を図っています</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・⑩・c
<p><コメント> 苦情解決の仕組みが示されたポスターを掲示しており、重要事項説明書にも「要望・苦情等に関する相談窓口」が明示されています。また、玄関には意見箱の設置があり広く苦情を受け付ける体制は整っていますが、苦情記入カードの配付といった活用しやすい工夫は成されていません。また、保護者の同意を得られず苦情の公表に至っていないことから、公表内容の検討をおこない、苦情解決フローチャートへの反映を望みます</p>		

35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>事務室において保護者と面談をおこなう際は、アコーディオンカーテンを引き個室環境を整えています。また、状況によっては職員に退席を求めたり、別室の用意をしています。更に、保護者が安心して相談や意見を述べやすいよう、入り口には「面談中」の札を掛けています。保護者が相談する時に複数の方法や相手を自由に選べることは重要事項説明書に明示しており、オリエンテーションの場で伝えています</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員は子どもと保護者を毎日笑顔で受け入れ、保護者がいつでも相談しやすい雰囲気を作り対応しています。調査員の訪問時にも、笑顔と共に丁寧な挨拶が職員から返ってきたことや、見守るような眼差しで子どもと接する姿からも、保護者の心情を察することが出来ました。職員は、保護者から受けた質問や相談は全て園長に報告しており、検討に時間を要する場合は保護者の理解を得られるよう説明しています</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ヒヤリハットを見つけた時はミーティングの場で必ず報告され、「交通安全・ヒヤリハット」の分掌担当者が月毎まとめしています。ヒヤリハット報告は改善策も考えられており、その後の検証もおこなわれています。また、一番多い事例が「誤飲」ということも掴み、子どもの行動の予測を立て事故防止に当たっています。施設点検の際に避難車のねじのゆるみを発見したことから、独自に点検項目を追加し安全対策が万全の体制でおこなわれています</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・d・c
<p><コメント></p> <p>「換気・子どもの移動・防護服を着用しての処理・2m以内の徹底消毒・嘔吐した子どもの保護者に連絡」という嘔吐発生時の対応は、マニュアルやフローチャートに沿っておこなっています。また、園長や副園長が見本を示しての嘔吐処理対応の園内研修の実施もあります。安全計画には嘔吐下痢対応マニュアルの読み合わせが明示されていますので、実践練習の計画への反映も必要と考えます</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・d・c
<p><コメント></p> <p>非常時対策として「防災活動の基本姿勢」「非常災害活動」を示し、避難訓練年間計画を備えています。避難訓練は地震と火災に対する様々な想定の下、毎月おこなわれています。また、福祉施設防災訓練や消防署員の協力を得ての避難訓練もおこなわれ、初期消火訓練や、避難に対する助言により、避難対応の改善がもたらされています。更に、事業継続計画の運用を叶えるための取組を期待します</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>平成27年度改定の乳児保育手順マニュアルを備えており、マニュアルの読み合わせを都度おこなっていることは記録から確認できます。更に、登降園時の受入れや戸外遊び、園外保育時の確認項目をチェックリストとして活用していますが、全てのマニュアルに対して同様の備えがないことから、保育が標準的な実施方法に基づいておこなわれているのか確認する仕組みとして十分とは言い難いものとなっています</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>保育実践については、月案、週日案で文書化されており、日々の教育保育は子どもの遊びや活動の姿を捉え翌日につながるよう意識し、柔軟な対応がおこなえるよう日々見直しをしています。マニュアルはこども園課から提示されており、事業所が見直しをすることはありませんが、乳児保育手順マニュアルはこども園移行を機に改定されています。但し、検証や見直しの時期やその方法の定めはありません</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>児童票や保健調査票、保護者との面談を通じ、家庭状況や発育及び健康状態、こども園への要望を把握し指導計画を作成しています。障害児支援体制サポート強化事業において専門機関の支援員と検討する機会を設けており、アドバイスにより新たな気づきを得ることが叶いサポートプランへの反映が成されています。3歳未満児は個別指導計画を作成し個々のニーズを明示した指導計画となっていることから、3歳以上の指導計画への明記も求められます</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	⑩・b・c
<p><コメント></p> <p>週間指導計画や個別指導計画は必ず自己評価をおこない、次の計画に活かしています。また、園評価書に沿った振り返りから課題を明確にした上で改善策を検討し、次年度のグランドデザインや遊び改善構想、全体的な計画へ反映させています。年度末におこなう利用者アンケートは保護者の意向を把握する貴重な機会となり、学校評議員会は幅広い意見を求める場となっており、指導計画の見直しの大きな糧となっています</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>3歳未満児や支援の必要な子どもは個別記録の備えがあり、3歳以上児については週間指導</p>		

計画書及び保育日誌の実践記録に個別対応の記述が成されています。また、一人ひとりの援助の過程やその結果の要約は、年度末に作成する園児指導要録に記録しています。日々の情報共有については打合わせや職員会議、報告書の書面にておこなわれていますが、知っておくべき情報の適切な伝達の仕組みについては確認に至っていません		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>記録の管理責任者を園長と定め、職員には個人情報に関する全ての書類を施錠のできる書庫に保管するよう指導しています。また、こども園課で定めた文書管理や廃棄規定に沿って書類の管理をおこなっており、保存期間が経過したものは静岡市の定めにより溶解文書としてまとめて処理をしています。この他、職員はエスナビパソコン研修の情報セキュリティー研修を受講しており、個人情報保護規程の理解を促しています</p>		

保育所版内容評価基準ガイドライン

評価対象 A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき全体的な計画を編成しており、職員全員に配付しています。編成に当たっては職員会議での話し合いを基本とし「思いの表出に弱さを感じる」「大人からの指示待ちが多い」と家庭環境にも起因する課題を明確に打ち出しています。また、分掌計画の振り返りも毎月おこない、反省と課題は翌月の取組に活かしており、保健的分掌から怪我について課題の提示を受け、職員参画のもと検討されています</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>家具には転倒防止を施し、角にはクッション材を巻き、怪我につながらないよう対策をしています。また、乳児室の玩具は誤飲事故を防ぐために「誤飲チェッカー」による選定をおこなっています。テラスや室内に入ってすぐの場所に帽子や上着入れのカゴを置き、入室後すぐに手洗い場へ向かえるように仕切りを設置しており、スムーズな動線が確保されているとともに、段ボールの囲いを活用してゆったりくつろげる場を設けています</p>		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>年度替わりには、子どもの姿と保育教諭の援助、保護者支援、健康状態について「子どもの姿 引継ぎ」文書を前年度の担任が作成しており、新担任へ引き継ぎをしています。前年度の</p>		

<p>担任が転勤となった場合でも確実な情報の受け渡しが可能となっています。子どもに対してせかず言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにするために、子どもに次の日の活動を知らせ見通しが持てるようにしたり、活動においては余裕のある時間配分をしています</p>		
A④	<p>A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの姿をよく見て待つ・見守る・手助けするという対応をおこない、自分のことを自分でする経験を重ね自信につながるようにしています。また、「子どもがズボンを下ろすところも見守る」「以前ほどトイレに行くのを嫌がらなくなった、焦らず進めていきたい」と職員会議議事録に記載されており、子どもの発達を理解し保育者が丁寧な関わりをおこなっていることが覗えます</p>		
A⑤	<p>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園の重点目標である「自分の“好き”を見つけ、もっと楽しむ」の実現に向けて、子どもが自らやりたいと思い自分で考え工夫できるように、マルチパネやゲームボックス、ビールケースを用意し環境を整えており、子どもがどこに面白さを感じているのか日々振り返りをおこなっています。特に乳児は、牛乳パックで作った台やダンボール、はしご、コンテナを組み合わせ、乗る、渡る、跨ぐといった遊びが室内でも出来るようにしています</p>		
A⑥	<p>A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>特定の保育者が、子どもの声や表情、動きなどをよく見て思いを汲み取り、ゆったりと笑顔で語りかけ丁寧に関わっています。音を楽しむ遊びとしてカプセルトイのケースや小さいペットボトルの中に木の実やビーズを入れてマラカスを作ったり、目と手の協応を促すために、ペットボトルをつなげて道を作り、ボールや木の実を転がして遊べるようにしています。この他、乗り物や絵合わせカードを手作りしており、子どもの興味や関心を引く工夫が其処此処に見られています</p>		
A⑦	<p>A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>自分の思い通りにならずに怒ったり泣いたりしている時は、「欲しかったね」「やりたかったね」と気持ちを言葉にして受け止めています。また、野菜や麺類、飲み物に見立てられるように花はじきやチェーンリングを用意し、しゃもじやトングなどの道具を加え、日々の生活で見たことや経験したことが遊びにつながるようにしています。時には、牛乳パックの積木と丸くした新聞紙を使って乗り物ごっこが始まることもあります</p>		
A⑧	<p>A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p>		

<p>子ども一人ひとりと関わり安心して生活できるようにしており、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちと遊びや活動に取り組めるよう環境を整えています。また、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げる活動も保障しています。子どもの育ちや協同的な活動については、評議委員会や小中連絡会、公開保育において伝える場を設けています</p>		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・⑩・c
<p><コメント> インクルーシブ保育についてグランドデザインに明示しており、新入園の保護者説明会において特別支援教育について伝えています。クラス前のテラスは誰もがのんびり過ごせる空間となっており、時には気持ちを落ち着かせる場にもなります。気持ちの整理がつかなくなってきた時は別室に行ったり、仕切りを活用してクールダウンできる場を確保しています。子どもの障害に応じて建物や設備を整備することは、その必要性がないことから特段おこなわれていません</p>		
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・⑩・c
<p><コメント> 早番・遅番・延長保育の計画を備え「長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育内容や方法に配慮する」とねらいを掲げています。子どもの遊びの様子や何を楽しんでいるのかは、17時からの振り返りの時に話合っており、早番や遅番でも続きの遊びができるよう用具を用意したり環境を作ったりしているとのことでしたが、計画は保育者の仕事分担に留まっており、保育内容の明示には至っていません</p>		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	⑩・b・c
<p><コメント> 小学校との連携の計画に「静岡市小学校との連携」「本園の計画」を明示しています。入学後のつながりを見据えた5年生との交流会では、学校内の散策や体育館での転がしドッチボールでのふれあいが実現され、授業の一環としてお店屋さんの活動に参加した1年生との交流は、学校での生活がイメージできるものとなっています。保護者には幼児期の終わりにまで育てほしい10の姿について報せ、見通しをもって子どもに関われるようにしています</p>		
<p>A-1-(3) 健康管理</p>		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・⑩・c
<p><コメント> 乳児保育手順マニュアルの中に、乳幼児突然死症候群の「発生頻度」「危険因子」「SIDSは事故ではなく病気である」「ケアのポイント」が明示されており、マニュアルの読み合わせを各クラスで定期的におこなっています。保護者に対しては、新入園の保護者説明会や保育説明会にて説明しているとのことですが、資料の配付はおこなっていません。普及啓発用リーフレットやポスターを活用するなど、保護者に正しい情報を届ける取組を期待します</p>		
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a・⑩・c
<p><コメント> 歯科健診後はどうしたら虫歯にならないか子どもと一緒に考えたり、丁寧に歯磨きをするこ</p>		

とやぶくぶくうがいの見直しをしています。また、内科健診では、聴診器でお医者さんが心臓の音を聞いていることを知らせ、絵本や紙芝居を活用して体の仕組みを伝える機会としています。但し、健康診断や歯科健診の結果を、保健に関する計画に反映させる取組には至っていません		
A14	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>アレルギー疾患のある子どもへの対応は、「アレルギー対応の事務手続きマニュアル」に基づき適切におこなわれています。保護者に対しては、重要事項説明書の中の「食事の提供」において、アレルギーへの対応を報せています。慢性疾患においては面談時に聞き取りをおこない、保護者の了解を得て子どもに話をすることはありますが、個人情報でもあるため他の保護者には伝えていません</p>		
A-1-(4) 食事		
A15	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	⑩・b・c
<p><コメント></p> <p>食育の日年間計画を備え「保育教諭や友達と一緒に楽しく食事をする」「様々な食材に興味を持ち、食べる楽しさを味わう」とねらいを掲げ、食材の魅力を五感で感じるように働きかけており、食に関する興味や関心を高めています。フードパックに給食を詰め、園庭やテラス、他のクラスと好きな場所で食べる「わくわく給食」の日を設けており、ネーミングからも子どものわくわくした笑顔を思い浮かべることができます</p>		
A16	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	⑩・b・c
<p><コメント></p> <p>月に1回の献立会議や月初めの職員会議において味付けや量、盛り付けの確認をしながら調理に反映させています。「市立こども園給食室衛生管理標準作業書」に則り衛生面の配慮を徹底し、検食も午前中の補食、給食、おやつと1日3回おこない、検食記録簿に記録しています。また、毎日の残食の有無を実施状況記録簿に記入しており、残食が多い時にはメニューを記録に残した上で献立を検討する際の参考とし、調理の工夫につなげています</p>		

評価対象 A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A17	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	⑩・b・c
<p><コメント></p> <p>乳児クラスは連絡ノートを使用しており、園からは子どもの成長やエピソードを記入し日常的に保護者と情報交換をおこなうとともに、子どもの健康状態も掌握しています。更に、送迎時には口頭で子どもの様子を伝えたり、家庭の様子を聞き取り情報の共有が叶っています。園だよりやクラスだよりでも子どもの姿や成長の様子を報せており、加えて「小さな失敗を</p>		

支えていきたい」「力を合わせる大切さに気づいてほしい」と保育者の願いも伝えています		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A18	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>朝夕の送迎時には園長が入口に立ち言葉をかけており、「保護者と子どもとの関わり方がよく見える」と感じています。保護者の思いを汲み取りながら困り感にも寄添い、ゆったりと対応したり、必要に応じて面談の提案をしています。園長不在時には副園長がその代わりを担い、連携が十分に図られています。子どもへの関わり方や子育てに自信が持てないことに対しては、あらゆる角度からのアドバイスをしており、支援の体制が整っています</p>		
A19	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>静岡市児童相談所作成資料の「こども園等で園児に傷・痣を見つけた場合の対応」を職員に配付し、職員会議において読み合わせをおこなっています。更に、「登園時、園児の顔にあざを見つけた時、どうしますか？」と投げかけ、対応の確認をしています。また、「児童虐待が疑われた時の対応と通告先」のフローチャートが整備されており、緊急性がなくても子育て支援課家庭児童相談係に通告することとなっており、早期対応が担保されています</p>		

評価対象 A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>日々子どもとの関わりにおける振り返りは、保育日誌の実践記録（反省・考察）に記録され、取組における評価と反省を以て次週の計画に反映させています。また、園内公開保育後の園内研修においては、子どものつぶやきから内面を捉え多面的に検討しており、環境の再構成や「もっと子どもに投げかけ考える場面を作り子ども自身が決めていけるようにする」といった保育者の支援方法についても、多くの気づきを得る機会となっています</p>		